

久喜市議会
平成27年2月定例会
市長提出議案及び市長提出追加議案
質疑通告

平成27年3月3日（火）

質疑通告者一覧

【議案第 1 号 平成 26 年度久喜市一般会計補正予算（第 7 号）について】

通告第 3 号 猪股 和雄 議員	1
通告第 17 号 渡辺 昌代 議員	1

【議案第 9 号 平成 27 年度久喜市一般会計予算について】

通告第 2 号 田中 勝 議員	2
通告第 3 号 猪股 和雄 議員	2
通告第 4 号 春山 千明 議員	4
通告第 6 号 貴志 信智 議員	4
通告第 7 号 齊藤 広子 議員	5
通告第 8 号 川辺 美信 議員	5
通告第 15 号 鈴木 松蔵 議員	6
通告第 17 号 渡辺 昌代 議員	6
通告第 19 号 矢崎 康 議員	6
通告第 20 号 丹野 郁夫 議員	6

【議案第 10 号 平成 27 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について】

通告第 9 号 杉野 修 議員	8
-----------------	---

【議案第 11 号 平成 27 年度久喜市介護保険特別会計予算について】

通告第 9 号 杉野 修 議員	9
-----------------	---

【議案第 19 号 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 16 号 石田 利春 議員	10
-------------------	----

【議案第 22 号 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第 8 号 川辺 美信 議員	11
通告第 14 号 平間 益美 議員	11

【議案第 26 号 久喜市消防団条例の一部を改正する条例】

通告第 13 号 園部 茂雄 議員	12
-------------------	----

【議案第 27 号 久喜市ごみ処理検討委員会条例】

通告第 3 号 猪股 和雄 議員	13
通告第 17 号 渡辺 昌代 議員	13

【議案第 28 号 久喜市ごみ処理施設整備基金条例】

通告第 16 号 石田 利春 議員	14
-------------------	----

【議案第32号 久喜市（仮称）本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会条例】

通告第11号 石川 忠義 議員	15
通告第17号 渡辺 昌代 議員	15

【議案第35号 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例】

通告第1号 成田ルミ子 議員	16
通告第4号 春山 千明 議員	16
通告第11号 石川 忠義 議員	16

【議案第36号 久喜市スポーツ推進審議会条例】

通告第10号 岸 輝美 議員	18
通告第12号 新井 兼 議員	18

【議案第37号 金員支払請求調停事件の和解について】

通告第11号 石川 忠義 議員	19
通告第18号 岡崎 克巳 議員	19

【議案第40号 久喜市介護保険条例の一部を改正する条例】

通告第3号 猪股 和雄 議員	20
----------------	----

【議案第41号 平成26年度久喜市一般会計補正予算（第8号）について】

通告第21号 猪股 和雄 議員	21
通告第22号 戸ヶ崎 博 議員	21
通告第23号 丹野 郁夫 議員	21

【議案第42号 平成27年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について】

通告第21号 猪股 和雄 議員	22
-----------------	----

【議案第43号 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】

通告第25号 杉野 修 議員	23
----------------	----

議案第 1 号	平成26年度久喜市一般会計補正予算（第7号）について
---------	----------------------------

○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

(1) p.32 臨時福祉給付金、および、p.36 子育て世帯臨時特例給付金

それぞれ、対象者の内、受け取っていない人の理由をどう把握しているか。通知や働きかけはどのように行っているか。

○ 通告第 17 号 渡辺 昌代 議員

(1) P 1 4 1 3 国庫支出金

総務国庫補助金のがんばる地域交付金について伺う。

この目的は、好循環実現のための経済対策として、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村であっても地域活性化にとりくめるように支援されるものだった。と認識しているが、今回交付された8, 513千円は、どういう経緯から交付されたのか。また、なぜ、消防団車両にあてたのか伺う。

(2) P 4 2 6 農林水産業費

農地費の清久大池ゲート改修事業について伺う。

なぜ、10, 000千円の減額補正となったのか。

(3) P 4 6 9 消防費

防災対策費の防災行政無線整備事業について伺う。

なぜ、4, 428千円の減額補正となったのか。

○ 通告第 2 号 田中 勝 議員

(1) 264 ページ 8 款 土木費 4 項 5 目

事業番号 6 (仮称) 菖蒲運動公園整備事業 (300,000 千円)

設計内容を説明されないまま予算案が提出された。つまり、極端に申し上げれば「ここに運動公園を作るから、認めろ」という乱暴な進め方だ。これでは、議論の余地はなく、可否の意思決定をする材料が見当たらない。なぜ、事業内容をお示しできないのか。

(2) 328 ページ 10 款 教育費 5 項 2 目

事業番号 6 (仮称) 久喜マラソン大会事業 (5,000 千円)

昨年の 9 月議会での同僚議員による質疑の回答 (要旨) は「具体的なスケジュールは決まっていない。運営については実行委員会を考えている。今年度中に準備委員会を設立し、27 年度早々に実行委員会を立ち上げて実施までのスケジュールを作成する。とし、課題として、コースの選定・開催時期・大会規模・運営スタッフと認識している。とのことである。

そして今回、概案も示されないまま、予算案が提出された。旧菖蒲町でも実施してきた経緯があるが、遊歩道と野道を活用した 10 キロコースの設定で、マラソン大会としては小規模なものだ。それでも職員やボランティアによる周到な準備の下で実施されていたことが記憶に残る。

しかし、予定する今大会は、それと訳が違う。「27 年度中に実施する」とのことだ。だが、計画の進捗状況等を鑑みると「何が何でも成功させる」の意気込みが見えてこない。しかも、具体的なスケジュールも提示されないのでは、先の案件 (運動公園整備事業) と同様に「良いも、悪いも」判断がつかない。具体的なスケジュールを提示した後に議会にお諮り頂くのが本来の在り方ではないか。

○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

(1) 新年度一般会計予算は大幅な増額となった。地方財政計画では税収の伸びが見込まれているが、久喜市は市税収入がほとんど変わらず、普通交付税 36 億 (▲8 億)、臨財債も 23 億 (▲2 億) でいずれも減、復興事業等の一時的な増分を除けば、財政規模は増えていない。

市債残高は普通会計で 500 億円で推移しているものの、臨財債が増え続けている。償還が新規借り入れ分を大幅に下回り、久喜市の臨財債残高は 26 年度末 240 億から 27 年度末には 250 億円に達すると見込まれている。一方で、国は臨財債を赤字地方債と位置

づけて、今年度、大幅な抑制方針に転じている。地方交付税で償還分が補填されるのかは疑わしく、久喜市財政の臨財債の拡大を抑える（発行を抑制する）べきであると考えるが、見解を伺う。

(2) p.50、p.94 ふるさと納税

ア 寄付予算額の65%を委託料として計上しているが、経費が多額に過ぎるのではないか。

イ 代表質問で、久喜市および特産品のPRだけでなく、寄付者に継続的な久喜市応援団になってもらうための仕組みという新たな発想を提案した。寄付者を久喜市応援団と位置づけることについて、見解を伺う。

ウ 「特別住民登録」「特別住民票」「バーチャル市民」という代表質問の提案に対して、寄付者の意向を踏まえながら今後研究していくという答弁だが、積極的に寄付者に働きかけることが当然の前提である。ふるさと納税を継続的な久喜市応援団に結びつけるという、新たな発想からの検討を改めて求めるが、いかがか。

(3) p.94 公共施設アセットマネジメント

ア 昨年度の市長演説で「公共施設アセットマネジメント、いわゆる資産の適正管理・運用に取り組み、全市的な公共施設のあり方についても検討を進めてまいります」と述べ、基本方針及び整備計画の原案の策定を行うとしていたが、それが今回の市長演説における「公共施設総合管理計画」か。

イ 「白書」では更新費用の推計が「40年間で1770億円」という数字が示されただけであった。それから1年を経過して、昨年述べられていた「基本方針と整備計画の原案」はもうできたものと思っていたが、1年間の検討経過と成果、現状を明らかにされたい。「原案」があるのなら、公表していただきたい。まだ原案もできていないのか。

ウ 「計画案」のパブコメは、いつ頃を予定しているか。

エ 一方で公共施設新設の要望も根強い。どの施設を統合・新設、改良（回収など）、廃止、縮小していくのか、パブコメの段階になって初めて公表する考えか。

その前の段階で、議会の場に提示し議論すべきであるが、いかがか。

オ 国（総務省）も、地方自治体の公共施設の老朽化対策の推進を掲げ、公共施設総合管理計画に基づいて、公共施設の集約化・複合化・転用・除却、全体としての延床面積の減少を進めるとして、そのための「公共施設最適化事業」補助金、地方債対応も制度化している。これをどう受け止め、久喜市でどのように進めていくか。

(4) p.150 生活困窮者自立支援事業のカギは、(モデル事業実施自治体の経過から)、困窮者が相談に来るのを待っている（相談に来てから対応する）だけでなく、早期に生活困窮者を発見する「アウトリーチ機能」を発揮することであると言われている。

ア 特に久喜市では総合支援相談センターは社協委託で、市とは組織的にも場所的にも別となるので、いかに連携システムを作っていくかが課題である。見解を伺う。

イ 市税滞納者、水道料金等の滞納者への働きかけ、民生委員等との連携を、具体的にどのように進めると考えているか。

(5) p.156 障がい福祉業務経費 障害者差別解消法を久喜市において実現していくために、今年度にどのような取り組みをしてきて、その積み上げの上に、新年度にどのように取

り組んでいくか。

特に、法第5条、10条、15条について、具体的に明らかにされたい。

【昨年の代表質問に対して、市長は、5条は「26年度に改めて公共施設の設備等の調査を行っていく」「障がい福祉担当職員に対する専門研修」「全職員にも周知を図る」、10条は「障害者差別解消法に係る職員対応要領を策定していく」、15条には「広報やホームページで啓発活動を行っていく」と述べていた。】

(6) p.134～ 選挙費

ア 選挙啓発・経費節減の両面から、学生アルバイトをどのように活用していくか。募集経過からして、積極的には見えないが、具体的に明らかにされたい。

イ 県議選における開票作業の効率化の目標を示されたい。

○ 通告第4号 春山 千明 議員

(1) 予算書 P114、交通指導員運営事業は毎年指導員の配置に関し適正な箇所に適正な人数、適正な日数の配置を学校側から求められていますが昨年度より減額予算となっています。市のこの事業に対する考え方をお伺いします。

(2) 予算書 P192、中央保育園改修事業では UR との関係がどのようになり、この事業がどのように進められるのかお伺いします。

(3) 予算書 P214、合併浄化槽普及促進補助事業は浄化槽本体のみへの支援か、転換設置にかかる諸経費も含まれるのかお伺いします。

(4) 予算書 P250、橋りょう長寿命化修繕事業は2m以上の橋りょうと限定されています。その対象橋りょうで一番短い橋りょうは何mで、一番長い橋りょうは何mのものか。

○ 通告第6号 貴志 信智 議員

(1) 平成27年予算編成方針には「新規事業を実施（ビルド）する際には必ず既存の事業を廃止（スクラップ）すること」と記されている。厳しい財政状況の中で、市民サービスを絶えずアップデートするために、この方針には賛同をする。一方で、事業の「選択と集中」に関して広く市民と問題意識を共有するためには、ビルドのみならずスクラップについても積極的に広報を行う必要があると考える。

ア 平成27年度一般会計予算において、前年度実施された事業のうち、廃止された事業数と、廃止によって新規事業に充てられた金額を伺う。

イ 「廃止」となった事業についても「久喜市予算の概要」に掲載するなど「廃止」となった過程及びその財政効果を広報するべきと考えるがいかがか。

(2) スクラップアンドビルドの考え方に基づく予算編成のもと、今年度予算では経常経費

の削減はどの程度進んだか。

- (3) 平成 27 年度一般会計予算が計画通りに執行されたとすれば、行政改革大綱に示されている「平成 27 年度経常収支比率目標 88.0%」は達成可能か。達成されない見込みであれば、その要因は。
- (4) 行政改革大綱に示された「平成 27 年度経常収支比率目標 88.0%」を達成するためには、どの程度の経費削減が必要と試算するか。金額を伺う。
- (5) 時間外勤務に関して、行政改革大綱において平成 27 年度は平成 22 年度比 13%削減を目指す旨が示されている。平成 27 年度一般会計予算において時間外勤務に充当される予算・時間は行政改革大綱における目標を達成するものか。

○ 通告第 7 号 齊藤 広子 議員

- (1) P 2 9 6 青葉小学校プール改築事業

- ア 老朽化が進んでいる青葉小学校のプールが改修工事から改築工事になった経緯を伺う。
- イ 平成 27 年度は、実施設計、測量業務及び地質調査業務を行うが今後の完成までのスケジュールを伺う。
- ウ 学校、保護者の意見をどう取り入れていくのか。
- エ 工事が始まる場合、工事車両の進入などの児童の安全性についての配慮は、どう考えているのか。

○ 通告第 8 号 川辺 美信 議員

- (1) 予算書 P12~13 歳入 1 市税 1 市民税

個人住民税が均等割、所得割とも前年度よりも均等割が 100 万円、所得割が 6600 万円減額されているのに対して、法人税は均等割 400 万円、法人税割 1 億 1400 万円増額されています。

アベノミクスによって企業の業績が伸びたことで、法人税の増額が見込まれるとのことですが、民間企業の賃金もベースアップによって個人の所得も伸びているとの報道がありますが、久喜市の住民は所得が伸びていないということなのか。減額の根拠を示して下さい。

- (2) 予算書 P92~93 2 総務費 1 総務管理費 3 鉄道輸送力増強促進事業

11 月議会の一般質問、2 月議会の代表質問で質問した、東武鉄道半蔵門線直通急行列車の 5 時始発の実現についてですが、東武鉄道が今後行うであろうダイヤ改正に間に合わせなければ意味がありません。

久喜駅を利用する多くの市民の要望でありますので、実現に向けて力強い取り組みを求めますがいかがですか。

(3) 予算書 P272～273 9 消防費 1 消防費 6 防災倉庫建設事業

2014年9月議会において、中学校に防災倉庫を設置して拠点避難所とするとの答弁をいただきました。そこで、2015年度の防災倉庫の設置スケジュールをお伺いします。

○ 通告第15号 鈴木 松蔵 議員

(1) 債務負担行為 小中学校空調設備賃貸借契約

ア 費用対効果を示して下さい。

イ 10年後は新たな（現在と同様の）契約を結ぶことになるのか。

○ 通告第17号 渡辺 昌代 議員

(1) P40 14 県支出金

総務費県補助金の徴税費補助金について伺う。

緊急雇用創出基金市町村事業費補助金が、13,296千円予算化されているが、これは、平成26年9月議会で補正された内容と同じか。また、平成27年度における、久喜市の緊急雇用創出の取り組み、目標について伺う。

○ 通告第19号 矢崎 康 議員

(1) P198 久喜市健康増進計画及び久喜市食育推進計画策定事業について

ア それぞれの評価や新たな指標設定については、関係担当課とどのように連携を図っていくのか。

イ 計画策定までのタイムスケジュールについてお聞かせください。

○ 通告第20号 丹野 郁夫 議員

(1) P260 8 款土木費 市街地管理費 東鷲宮駅周辺整備事業の東西連絡地下道バリ

アフリー化及び同駅周辺整備について。

- ア 進捗状況及び今後のスケジュールを伺う。
 - イ 東西連絡地下道を自転車で利用する高齢者も多い。自転車通行の利便性の向上及び自転車通行時の歩行者の安全対策を講じるべきと考えるが、市の考えを伺う。
 - ウ 東西連絡地下道の照明が暗いため、地域住民や小学生の親御さんから不安の声が上がっている。光が反射しやすいものにしていくとの考え方が示されたが、更に照明をLEDに変えていくべきと考えるが、今後の対応を伺う。
- (2) P 2 5 6 8 款土木費 圏央道側道整備事業負担金事業について。
- ア JCT東側の整備方針とスケジュールを伺う。
 - イ 幸手市は葛西用水まで整備が進んでいるが、どのような協議になっているか伺う。
- (3) P 1 1 2 2 款総務費 鷲宮西コミュニティセンター駐車場拡張事業について。
スケジュールを伺う。
- (4) P 1 3 4 2 款総務費 コンビニ交付事業について。
平成27年度のスケジュールと運用についての考え方を伺う。

○ 通告第9号 杉野 修 議員

P380-P383 2款 保険給付費

(1) 医療では、平成27年度においては窓口2割負担が70歳、71歳となる。

ア 平成27年度に新たに窓口2割負担となる対象人数を伺う。

イ 平成27年度に新たに窓口2割負担となることについて、当初予算では平成26年度と比較して変動分を見込んでいるかどうか伺う。

○ 通告第 9 号 杉野 修 議員

P 4 2 2 - P 4 2 3 2 款 保険給付費

(1) 新年度から、年金収入 280 万円以上の方は、介護サービスの利用料が 1 割から 2 割に負担増加になる。

ア 平成 27 年度に新たに 2 割負担となる対象人数を伺う。

イ このことによるサービス提供事業者側への影響を市はどう把握しているか伺う。

ウ このことによる利用抑制を予算、事業等で想定しているか伺う。

議案第19号	久喜市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
--------	--

○ 通告第16号 石田 利春 議員

(1) 本条例改正では、現行の教育委員長職が削除されることとなります。このことによる影響を伺う。

○ 通告第 8 号 川辺 美信 議員

久喜市の地域手当は、旧久喜市当時 5%相当でありましたが、2009 年 4 月から 4%、2010 年 4 月から 3%へと引き下げられた経緯があります。今回の人事院勧告により、6%相当と見直されたことは、これまで引き下げられてきた数値が回復するという点で良いことだと認識しています。

しかし、職員の月例賃金を 2%引き下げてその財源にするということは、納得できないものがあります。

そこで次の項目について伺います。

- (1) 地域手当の財源として平均 2%の引き下げと理解していましたが、今回の条例改正では、平均 2.38%の引き下げとなっています。0.38%高い理由はどうしてですか。
- (2) 地域手当を段階的に 6%まで引き上げるとしていますが、2015 年度の人事院勧告が 4%となったことを受けて今回の条例改正となっています。その後、段階的に毎年 1%を引き上げて、都合 3 年間で 6%まで引き上げるといった認識で良いのですか。
- (3) 民間賃金の動向や景気動向によって人事院勧告が影響されると思います。2015 年度は 4%が示されましたが、2016 年度 5%、2017 年度 6%を勧告するかどうかわかりません。そこで、すでに 2.38%引き下げて財源の担保をしているわけですから、6%まで段階的に引き上げるべきと考えますがいかがですか。

○ 通告第 14 号 平間 益美 議員

人事院勧告では世代間の給与配分を適正化する観点から見直すとして平均 2%、50 歳台後半の職員については最大 4%程度引き下げるとしています。

久喜市でも 2.38%の引き下げになると説明がありました。

- (1) 総額でいくらになるのか。
 - (2) 平均影響額ではいくらか。
- 以上 2 点についてお伺いします。

議案第26号	久喜市消防団条例の一部を改正する条例
--------	--------------------

○ 通告第13号 園部 茂雄 議員

- (1) 消防団員の処遇改善を目的に、消防団員の報酬が見直された根拠と消防団員の各職別の部長・班長・団員の人数と構成割合を伺う。

○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

(1) 久喜宮代衛生組合、北本衛生組合の解消、久喜市での衛生事業の一本化をめざしているのであるから、ごみ処理とし尿処理を共に検討しなければならないと考えるが、いかがか。

所掌事務に、し尿処理に関することを加えるべきではないか。

(2) し尿処理を検討事項に入れないのは、し尿処理は一部事務組合に残すこともあり得ると判断してのことか。

○ 通告第 17 号 渡辺 昌代 議員

(1) 新たなごみ処理施設の基本事項が、この委員会で決められるということですが、第 2 条 (1) 一般廃棄物処理基本計画の策定に関することについて、久喜宮代衛生組合がこれまで作り上げてきたものが基になり今後策定されるのか。

(2) 第 2 条 (2) ごみ処理施設整備基本構想については、白紙の状態から作り上げるのか。

(3) 環境基本計画がどのように反映されるのか。

(4) 住民の意向はすでに地権者や近隣には説明会も済ませて、同意も得ている。と説明されたが、500m 範囲外周辺住民には、何も知らされていない。こういった迷惑施設といわれる施設の建設、建て替えでは、影響が及ぶ範囲の住民説明と理解が必要である。一度事故が起きれば、その影響は大きい。交通量の課題も大きい。昔からここの地に住む住民にとって、自然豊かで緑だった土地に工業団地ができ、さらに、交通量が増え、水の被害の危険もあり、臭気の問題もある。そこへ、3つのごみ処理施設を合わせもった施設が近くに建設されるのである。工業団地周辺住民への、しっかりとした説明、理解は必要ではないか。法的には、500m の範囲の同意でいいのかもしれないが、そこだけで済まされる問題ではないと考えるが、こうしたことも検討委員会の中で検討はされるのか伺う。

議案第 28 号

久喜市ごみ処理施設整備基金条例

○ 通告第 16 号 石田 利春 議員

- (1) 市のごみ処理施設等の整備に要する費用とは、久喜市が新たに建設するごみ処理施設のみと判断してよいのか伺う。
- (2) 基金として積む金額は、経費全体の何%ぐらいを予定しているのか。また何年度まで積む予定なのか伺う。

○ 通告第11号 石川 忠義 議員

（1）条例第3条（組織）について、検討委員は基本計画等を策定するのであるから、委員の人選には自然生態系の保護に知見を持つ者も漏れなく選任すべきであるが、方針を問う。

○ 通告第17号 渡辺 昌代 議員

（1）ごみ処理施設の建設と一体として公園整備を進めると説明を受けたが、ごみ処理施設と、市民の森とどちらが先に構想として挙げたのか伺う。市民の要望は、市民の森を作ってほしいということだったのか。

（2）旧久喜市では、総合運動公園横に、市民と植樹をして自然林を作った。この経緯についても検証して、委員会を設置すると決めたのか伺う。

○ 通告第1号 成田 ルミ子 議員

(1) 第4条 連絡協議会の組織について伺う。

委員の中には児童福祉関係者として「中央児童相談所を代表する者」が入っているが、もっとも身近な市役所の児童福祉担当職員が入っていないのはなぜか。

(2) 第11条の久喜市いじめ問題調査委員会は、第12条により教育委員会の諮問に応じ調査審議し、第19条の久喜市いじめ問題再調査委員会は、第20条により市長の諮問に応じて必要な調査を行うとある。

教育委員会又は市長の諮問を受けたのち、それぞれの委員会が出す答申は、それぞれ誰が受け、出された答申は、その後の対応にどのように活かしていくのか伺う。

(3) 第16条で久喜市いじめ問題調査委員会の庶務は教育委員会指導課が、また、第23条で久喜市いじめ問題再調査委員会の庶務は市民部生活安全課が担当となっている。

それぞれの担当課で多方面から公平に調査し物事に向き合うことは必要と理解する。

しかし大切なのは、いじめ問題が発生しない環境づくりをすることである。久喜市いじめ問題対策連絡協議会においては教育委員会指導課や市民部生活安全課がいじめ防止のために、積極的な連携を図っていただきたいと思うがいかがか。

○ 通告第4号 春山 千明 議員

(1) 条例第3条、「必要な事項を協議」とありますが連絡協議会の設置後どのような協議をすすめていく考えなのかお伺いします。

(2) 条例第4条、委員の中に市長部局の所管課が入っていません。入れるべきだと考えますがいかがかお伺いします。

(3) この3つの組織が設置されることにより「久喜市いじめ防止条例」等が制定される事につながるのかお伺いします。

○ 通告第11号 石川 忠義 議員

(1) 条例第3条では、連絡協議会の所掌事務を「いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進」とし、第4条では連絡協議会の委員を10人と定めて学校や警察、保護者など必要な関係する機関・団体を具体化している。

それにも関わらず、第7条、第2項では連絡協議会の開催要件を「委員の過半数の出席」と定めている。できるだけ多くの委員に出席して頂いて協議会を開催することは当然だが、開催要件としては委員の出席者が少ない。教育委員会の考えを問う。

- (2)(1)と同様に、第11条の調査委員会、第21条の再調査委員会は重大事態を調査審議する役割があるにも関わらず、第15条、第2項において定数6人以内のうち過半数の出席が開催要件となっている。開催要件としては委員の出席者が少ないが、教育委員会及び市の考えを問う。

○ 通告第10号 岸 輝美 議員

- (1) 同議案について、行政内部に不統一が見られる。
徹底化を求めるがいかがか。

○ 通告第12号 新井 兼 議員

- (1) 第2条で具体的な審議会の所掌事項が規定され、同条第6号の規定に基づき、スポーツの推進に関する事項を幅広く調査審議及び建議を行うことができるように規定されている。現時点で想定している同条第6号に該当する所掌事項について伺う。

○ 通告第 11 号 石川 忠義 議員

(1) 「調停委員会の調停案の勧告」第 2 勧告案の理由、2 勧告の理由、(1) 「その支出が適正に使用されたか監視する責務を負っていた」(2) 「委託料の用途等の監査を行って(中略) 指導を適正に行っていたとすれば、」と申立人の久喜市の責任について述べ、調停案がまとめられている。

市からの補助金部分であれば、市補助金等の交付に関する規則に基づいて調査などの権限があることは分かるが、事業委託したものについて市が監視・監査などの権限が存在するのか。考えを問う。

(2) 「調停委員会の調停案の勧告」第 2 勧告案の理由、2 勧告の理由、(3) において「相手方が不当に国や埼玉県補助金を利得したとの証拠もない。」としている。しかしながら、申立人である久喜市が国・埼玉県補助金を返還したのは、ずさんな帳簿管理が発覚したのが原因であって、「不当」な補助金の利得があったからではない。

相手方の不当な補助金の利得を原因として、久喜市が補助金を返還した前提で調停が進められたのか。実情を問う。

○ 通告第 18 号 岡崎 克巳 議員

(1) 参考資料の「調停委員会の調停案の勧告」の中の 2、勧告理由の(1)の中で「支出が適正に使用されていたか監視する責務を負っていた」とある。

県も同様の責務があると思うが、県の責任には触れられていない。

この事をどう考えるか、伺う。

(2) 請求は 1531 万 7000 円だが、調停案の勧告の理由の(4)では、請求の 1/3 である「金 500 万を支払うことにより紛争を解決すべき」としている。

この事件の原因者の責任が 1/3 で、久喜市が 2/3 の責任があると見えるが、この事をどうとらえているか、伺う。

(3) 「民事調停法第 17 条による裁判所の決定を行う前提」とは、どのような意味を有するのか伺う。

○ 通告第3号 猪股 和雄 議員

(1) 1号被保険者の介護保険料の段階区分で、10段階の負担区分をさらに細分化して、(最も)低所得者の負担引き下げ、所得段階に応じた保険料負担をきめ細かく定めるべきであるとするが、以下についてどのように検討したか。

ア 第1段階の保険料を引き下げ

イ 6、7、8段階の細分化

ウ 基準額に対する負担割合を、9、10段階だけを国の標準を超えるのではなく、もっと低い所得段階(たとえば7段階)から国標準と同じまたは上乘せすること

(2) 附則12で、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施を

ア 「介護予防および生活支援の体制整備の必要性等に鑑み」、2年間先送りするとあるが、なぜ延期しなければならないか。

延期することのメリットとデメリットをどう判断したか。

イ 2年間延期すれば、十分な「体制整備」ができるのか。あるいは2年間で、どの程度の体制を整備しようと考えているのか。

ウ 27年度から実施して、当面は現在までの事業所が対応し、順次段階的に、その他の事業主体の整備を進めていくという方法もあるのではないか。

エ 先行しているモデル自治体も、必ずしも「十分な体制整備」がすでにできているから移行するのではなく、順次整備していくという考え方であると聞く。どう認識しているか。

議案第41号

平成26年度久喜市一般会計補正予算（第8号）について

○ 通告第21号 猪股 和雄 議員

(1) P10「地方版総合戦略等策定事業」の策定推進体制は。

○ 通告第22号 戸ヶ崎 博 議員

(1) P10 商工業振興費 地域限定プレミアム付商品券発行事業について

ア 発行までのスケジュールについて伺う。

イ 使いやすい商品券とするために、どのようなことが必要と考えるか。

ウ 費用対効果を生み出させるため、商工会等とどんな協議をしていくのか伺う。

○ 通告第23号 丹野 郁夫 議員

(1) P10 2款総務費 企画費 シティプロモーション推進事業のPRビデオ作製等業務について伺う。

ア 今後のスケジュールを伺う。

イ PRビデオに久喜市の魅力を、どのような視点で内容を構成していくのか伺う。

ウ PRビデオで久喜市の認知度を高めていくために、映像を多方面で活用して頂きたいが、市の考えを伺う。

議案第42号	平成27年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について
--------	----------------------------

○ 通告第21号 猪股 和雄 議員

- (1) P10臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、26年度の交付率が低かったのを踏まえて、どのように実施していくか。

○ 通告第25号 杉野 修 議員

(1) 法施行、省令の改正と分権一括法によって条例案が出された。市が実態を反映させた独自基準を制定できる余地も生まれている。以下伺う。

ア 本文の条文を下記の3分類に該当する主なものをそれぞれ仕分け提示していただきたいが。

(ア)「従うべき基準」

(イ)「標準」

(ウ)「参酌すべき基準」

イ 「目次」の第9章について、これまでの「複合型サービス」から「看護小規模多機能型居宅介護」に改正しようとしているが

(ア)理由

(イ)名称の改正のみであって、内容は同じかどうか伺う。

ウ 第6条5項の追加改正では、オペレーターが夜間(午後6時から翌午前8時までの間)に兼務できる職員の範囲を同一敷地内又は隣接する施設等の職員にまで拡大する、とある。(第82条「指定小規模多機能型居宅介護事業所」も同様)

(ア)「併設」「隣接」の概念を伺う。

(イ)兼務する範囲を拡大すべき理由を示されたいが、いかがか。

(ウ)これは単なる兼務に留まらず、仕事量の増加や、人員削減も危惧されるが、むしろ体制そのものの強化が必要ではないか。

また、体制強化がない場合、介護報酬引き上げは勘案されるか伺う。

エ 第23条第2項では、外部評価を省くとあるが、その理由を伺う。

(第197条も同様)

オ 第32条では、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスについて、他の訪問看護事業所に委託できるようになる。

看護師の確保が厳しい中での事業拡大の方策の一つと考えられるが、看護、介護の体制の確保と強化、改善は担保されるか伺う。

カ 第65条では、共用型認知症対応型通所介護の「利用定員」について「1施設3人以下」から「1ユニット3人以下」に拡大するというが、内容の説明を求める。

キ 第82条第6項の表中、「短期入所」が可能な施設はどれか伺う。

ク 第85条において、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を4人増、通いサービスの定員を3人増としているが、事業所の人員基準はどのようなか伺う。